

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		身体障害者福祉協会補助金 (犬山市福祉団体等活動費補助金)		市の担当部課	健康福祉部障害者支援課	
				問い合わせ先	0568-44-0321	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市身体障害者福祉協会		代表者名	会長 水野 正光	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市福祉団体等活動費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和57年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		犬山市の身体障害者の社会参加の促進と自立更生援護活動をする団体は他にないため。				
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		団体運営を安定化することにより、犬山市の身体障害者の会員相互の親睦を深めるとともに社会参加を促進する。				
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算	
		160,000 円	160,000 円	160,000 円	160,000 円	
		(160,000 円)	(160,000 円)	(160,000 円)	(160,000 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・協会各部(視覚・聴覚・女性・パソコン・カラオケ・卓球)が年間を通して自主的に活動 ・国や県主催の身体障害者事業への参加や協働 				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		3,199,846 円		
		うち補助事業全体の経費		2,278,843 円		
		うち補助対象経費		838,017 円		
		補助対象経費の内訳		協会運営費		647,182 円
				事業費		190,835 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		団体活動費: 定額160,000円		
		補助限度額		対象経費の1/2(上限: 160,000円)		
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	交付決定時の予定事業費で支出を行い、事業費確定後に必要に応じて補助金の再算定を行う。	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		市内身体障害者活動施設での活動を中心として、身体障害者の社会参加の機会を提供しており、福祉の増進につながった。				
その他参考事項		補助事業者の余剰額(繰越額)は、施設等整備費として積み立てている。補助事業全体の余剰金も運営費を除き積立金会計へ積み立てる予定である。 ※身体障害者に必要な福祉施設等の整備を目的とした積立				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		1,521,026 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		921,003 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			有	

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		心身障害児(者)父母の会補助金 (犬山市福祉団体等活動費補助金)		市の担当部課	健康福祉部障害者支援課	
				問い合わせ先	0568-44-0321	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市心身障害児(者)父母の会		代表者名	会長 加藤 圭子	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市福祉団体等活動費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	平成6年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		犬山市の心身障害児(者)の療育及び社会参加の促進をする活動団体は他にないため。				
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		団体運営を安定化することにより、犬山市の心身障害児(者)の会員相互の親睦を深めるとともに社会参加を促進する。				
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算	
		160,000 円	160,000 円	160,000 円	160,000 円	
		(160,000 円)	(160,000 円)	(160,000 円)	(160,000 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> 啓発活動 活動周知のための会報の発行 相互交流活動 クリスマス会やランニングフェスティバル等の交流事業の開催 関連機関との連携や情報交換 関連機関との会議への参加、施設見学の実施 				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		1,528,074 円		
		うち補助事業全体の経費		635,567 円		
		うち補助対象経費		635,567 円		
		補助対象経費の内訳		会議費(理事会)		66,068 円
				自主事業費(クリスマス会等)		363,490 円
				事務費等(郵送代、賃借料等)		206,009 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		団体活動費: 定額160,000円		
		補助限度額		対象経費の1/2(上限160,000円)		
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	交付決定時の予定事業費で支払を行い、事業費確定後に必要に応じて補助額の再算定を行う。	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		犬山市の心身障害児(者)やその家族が親睦を深めるとともに、会員相互の情報交換を図ること で社会参加の機会を提供することができ、福祉の増進に繋がった。				
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰金(繰越額)のうち、施設等整備基金(8,084,691円)として積み立 てている。 ※心身障害児(者)に必要な福祉施設等の整備を目的とした積立基金				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		8,778,286 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		202,537 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			有	

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		精神障がい者家族会犬山しらゆり会補助金 (犬山市福祉団体等活動費補助金)		市の担当部課	健康福祉部障害者支援課	
				問い合わせ先	0568-44-0321	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		精神障がい者家族会犬山しらゆり会		代表者名	会長 河村 礼子	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市福祉団体等活動費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	平成14年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		犬山市の精神障害者をもつ家族による相互交流や障害理解促進等の活動をする団体は他にないため。				
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		団体運営を安定化することにより、犬山市の精神障害者やその家族の相互の親睦を深めるとともに社会参加を促進する。				
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算	
		30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	
		(30,000 円)	(30,000 円)	(30,000 円)	(30,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> 啓発活動:行政関係部署の協力や家族会自らの活動を通じて精神障害に関する正しい知識の啓発を実施 社会復帰施設の充実支援:こころの居場所「はなみずき」運営協力 上部団体との交流及び情報交換:愛知県家族会への参加 				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		164,967 円		
		うち補助事業全体の経費		111,115 円		
		うち補助対象経費		69,115 円		
		補助対象経費の内訳		愛家連年会費等		16,100 円
				会議・研修費		28,090 円
				理解・啓発活動		12,913 円
事務費(郵送料、消耗品費等)				12,012 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		団体活動費:定額30,000円		
		補助限度額		対象経費の1/2(上限30,000円)		
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	交付決定時の予定事業費で支出を行い、事業費確定後に必要に応じて補助額の再算定を行う。	
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)		犬山市の精神障害者やその家族が相互に親睦を深め、当事者が前向きに社会参加に向けて活動できる機会を提供していることが、福祉の増進につながっている。				
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		53,852 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		53,852 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金		市の担当部課	健康福祉部障害者支援課		
				問い合わせ先	0568-44-0321		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		社会福祉法人 まみずの里		代表者名	理事長 日比野 良太郎		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成25年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童及び者の居宅生活を支援するため、障害者総合支援法に定める短期入所の利用を促進し、重症心身障害児等とその家族の福祉の向上を図るため。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		413,000 円	11,000 円	3,000 円	30,000 円		
		(206,500 円)	(5,500 円)	(1,500 円)	(15,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		事業者が短期入所を実施するために必要な経費（1回につき7日以内の利用に限る） 補助率 県1/2 市1/2 短期入所のみ 1,000円/日					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		—			
		うち補助事業全体の経費		3,000 円			
		うち補助対象経費		3,000 円			
		補助対象経費の内訳		総事業費（1事業所）		3,000 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助率 県1/2 市1/2 短期入所のみ 1,000円/日			
		補助限度額		予算の範囲内			
		精算の有無（変更交付）	有	その理由	利用実績に基づき交付		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童及び者の居宅生活を支援するため、障害者総合支援法に定める短期入所の利用を促進し、重症心身障害児等とその家族の福祉の向上を図ることができた。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		—			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		障害者共同生活援助事業費補助金		市の担当部課	健康福祉部障害者支援課		
				問い合わせ先	0568-44-0321		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		社会福祉法人 愛知県厚生事業団 他7件		代表者名	理事長 内田 康史 他7名		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	障害者共同生活援助事業費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成19年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		共同生活援助の指定を受けた事業所の経営の安定化及び新規参入促進を図ることにより、障害者が入所施設等から地域で安心して生活することができる場を確保できる。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		5,719,855 円	6,146,056 円	5,967,254 円	6,123,000 円		
		(2,859,928 円)	(37,073,028 円)	(2,983,627 円)	(3,062,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		共同生活援助に係る運営費を交付。 【交付対象事業所】 愛知県内の利用定員20人以下かつ住居の利用定員が9人以下の事業所 【交付算定】 サービス提供実績のある土日祝日等 【補助率】 障害支援区分4～6 2,290円/日（利用者1人あたり） 障害支援区分3以下 1,297円/日（利用者1人あたり）					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		—			
		うち補助事業全体の経費		21,856,095 円			
		うち補助対象経費		21,856,095 円			
		補助対象経費の内訳		総事業費（8事業所）		21,856,095 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助率 県1/2 市1/2 障害者支援区分4～6 2,290円/日（利用者1人あたり） 障害者支援区分3以下 1,297円/日（利用者1人あたり）			
		補助限度額		予算の範囲内			
		精算の有無（変更交付）	有	その理由	利用実績に基づく交付		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		共同生活援助の指定を受けた事業所の経営の安定化を図り、障害者の地域での安心した暮らしを支えることができた。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		—			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。